

平成22年度市町村決算(普通会計)等の概要

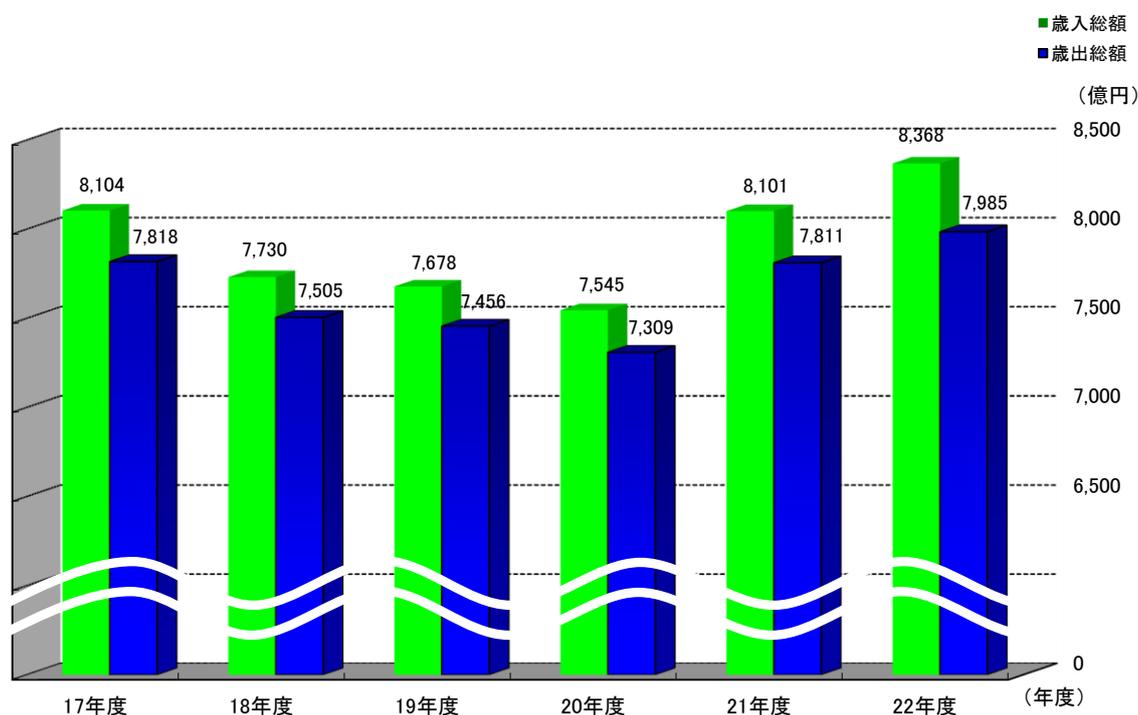
1 決算規模

歳入総額が8,368億円(対前年度比3.3%増)、歳出総額が7,985億円(対前年度比2.2%増)となっており、歳入、歳出ともに2年連続で前年度決算額を上回っている。
 歳入は、全国的に長引く景気低迷の影響により地方税が落ち込んだほか、地域活性化交付金の減などにより国庫支出金が減少したが、臨時財政対策債等の地方債の増加や4年連続となる地方交付税の増加等により、総額で増加している。
 歳出は、行財政改革の取組などにより人件費や公債費が減少する一方で、生活保護費の増加及び子ども手当の創設による児童福祉費の増加等により扶助費が増加したこと、国の経済対策等により普通建設事業費のうち補助事業費が増加したこと等により総額で増加している。

(単位:百万円、%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額 ()は前年度	伸 率 ()は前年度
歳入総額	836,818	810,089	26,729 (55,566)	3.3 (7.4)
歳出総額	798,520	781,102	17,418 (50,238)	2.2 (6.9)

歳入・歳出の推移



2 決算収支

実質収支の合計は、312億円の黒字となり、前年度同様全ての団体が黒字となっている。
 単年度収支の合計は、81億円の黒字となり、赤字団体は、前年度から増減なく7団体であった。
 また、実質単年度収支の合計は、180億円の黒字となり、赤字の団体は、前年度(8団体)から6団体減少して2団体となっている。

(単位:百万円)

区 分	決 算 期		赤 字 の 団 体 数	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
実 質 収 支	31,224	23,136	なし	なし
単 年 度 収 支	8,089	4,947	7団体	7団体
実 質 単 年 度 収 支	17,976	7,779	2団体	8団体

※ 実 質 収 支 : 歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

※ 単 年 度 収 支 : 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

※ 実 質 単 年 度 収 支 : 単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額

3 歳入の状況

平成22年度の歳入総額は8,368億円で、地方税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金、地方特例交付金を合計した一般財源は、地方交付税が大きく増加したことにより、対前年度比77億円増加（1.5%増）の5,141億円となっている。また、一般財源が歳入総額に占める割合は前年度より1.1ポイント下降の61.4%となっている。

自主財源は、地方税や繰入金、諸収入等の減少により、対前年度比59億円減少（1.7%減）の3,509億円となっている。また、歳入総額に占める割合も前年度より2.1ポイント下降の41.9%となっている。

【主な科目】

地方税

市町村民税の法人税割が、全国的に長引く景気低迷の影響により落ち込み、対前年度比44億円減少（1.6%減）の2,761億円となっている。

地方交付税

普通交付税で「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」が創設されたこと等により、特別交付税と併せて対前年度比129億円増加（7.0%増）の1,970億円となっている。

国庫支出金

国の経済対策で交付された、地域活性化・生活対策臨時交付金や地域活性化・経済危機対策臨時交付金等の減により、対前年度比61億円減少（4.8%減）の1,207億円となっている。

県支出金

平成22年度国勢調査実施に伴う国勢調査市町村交付金等により、対前年度比62億円増加（17.4%増）の420億円となっている。

地方債

臨時財政対策債が大幅に増加したことにより、対前年度比205億円増加（32.0%増）の845億円となっている。

繰入金

財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の取り崩し額が大幅に減少したことにより、対前年度比49億円減少（40.8%減）の71億円となっている。

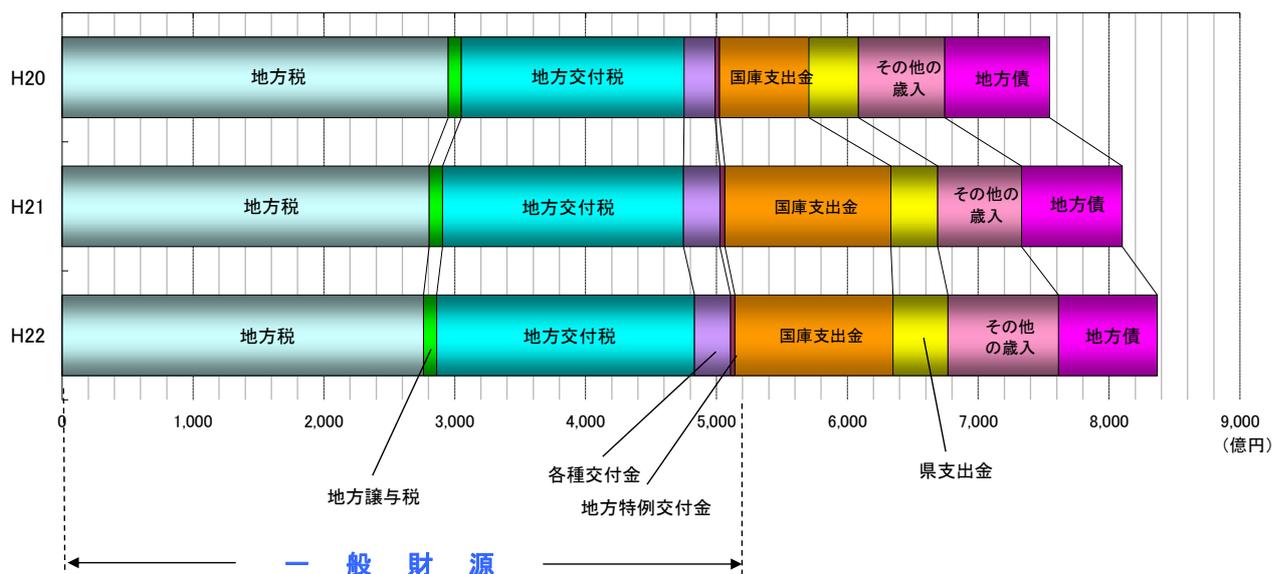
（単位：百万円、%）

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額	伸 率 ()は前年度	構 成 比 ()は前年度
地 方 税	276,147	280,515	△ 4,368	△ 1.6 (△ 4.9)	33.0 (34.6)
地方譲与税	10,057	10,183	△ 126	△ 1.2 (1.4)	1.2 (1.3)
地方交付税	197,002	184,114	12,888	7.0 (8.2)	23.5 (22.7)
各種交付金	27,554	27,851	△ 297	△ 1.1 (18.0)	3.3 (3.4)
地方特例交付金	3,381	3,788	△ 407	△ 10.7 (8.5)	0.4 (0.5)
一 般 財 源 計	514,141	506,451	7,690	1.5 (0.8)	61.4 (62.5)
国庫支出金	120,747	126,837	△ 6,090	△ 4.8 (85.8)	14.4 (15.7)
県支出金	42,009	35,784	6,225	17.4 (△ 5.5)	5.0 (4.4)
地 方 債	84,499	64,028	20,471	32.0 (△ 2.9)	10.1 (7.9)
うち臨時財政対策債	47,695	27,228	20,467	75.2 (52.1)	5.7 (3.4)
繰 入 金	7,122	12,026	△ 4,904	△ 40.8 (△ 32.1)	0.9 (1.5)
そ の 他	68,300	64,963	3,337	5.1 (4.1)	8.2 (8.0)
歳 入 計	836,818	810,089	26,729	3.3 (7.4)	100.0 (100.0)

自 主 財 源 計	350,869	356,774	△ 5,905	△ 1.7 (△ 4.8)	41.9 (44.0)
-----------	---------	---------	---------	-----------------	---------------

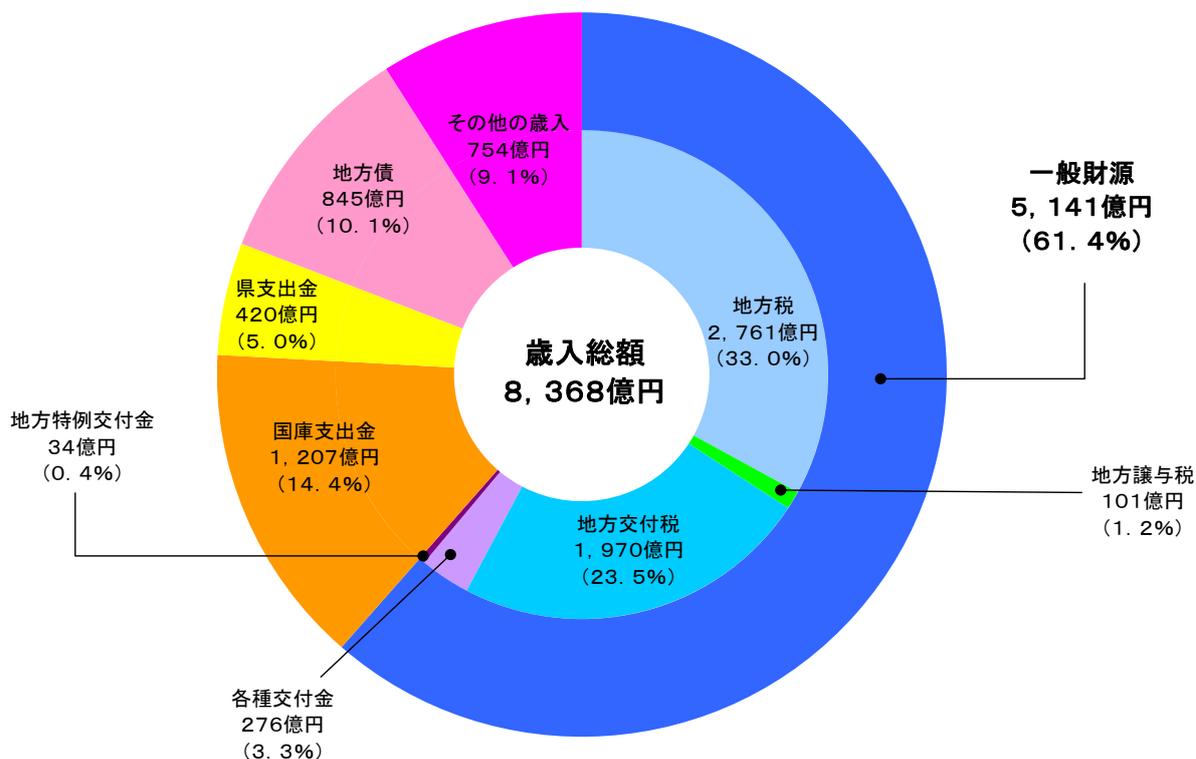
※ 自 主 財 源：地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

歳入内訳の推移



一般財源：地方税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金等

歳入内訳の構成(平成22年度決算)



(注)各項目についての計数は、表示単位未滿を四捨五入しているため、その内訳は合計と一致しない場合があります。

4 歳出の状況

(1) 目的別歳出

平成22年度の歳出総額は7,985億円で、目的別にみると、総務費では財政調整基金への積立金が増加したものの、定額給付金事業の終了により前年度決算額を下回っている。一方、民生費は扶助費の大幅な増により前年度決算額を上回っている。また、歳出決算額の目的別構成の推移を見ると、民生費の割合が年々大きくなっている状況となっている。

【主な費目】

総務費

財政調整基金への積立金が増加した一方で、定額給付金事業の終了に伴い、対前年度比133億円減少（12.1%減）の962億円となっている。

民生費

子ども手当の創設及び生活保護費の増加等により、前年度比343億円増加（16.0%増）の2,490億円となっている。

労働費

緊急雇用対策事業等により、対前年度比7億円増加（21.1%増）の41億円となっている。

農林水産事業費

普通建設事業費の減少等により、対前年度比19億円減少（5.7%減）の311億円となっている。

土木費

国の経済対策等による普通建設事業費が増加したことにより、対前年度比34億円増加（3.4%増）の1,049億円となっている。

教育費

地域活性化・公共投資臨時交付金等の活用により、小中学校の施設周辺整備事業や耐震化事業等を推進したことにより、対前年度比47億円増加（5.9%増）の835億円となっている。

災害復旧費

美作市を中心とした豪雨災害等により、対前年度比10億円増加（83.1%増）の23億円となっている。

公債費

地方債元利償還金の減少により、対前年度比30億円減少（2.7%減）の1,076億円となっている。

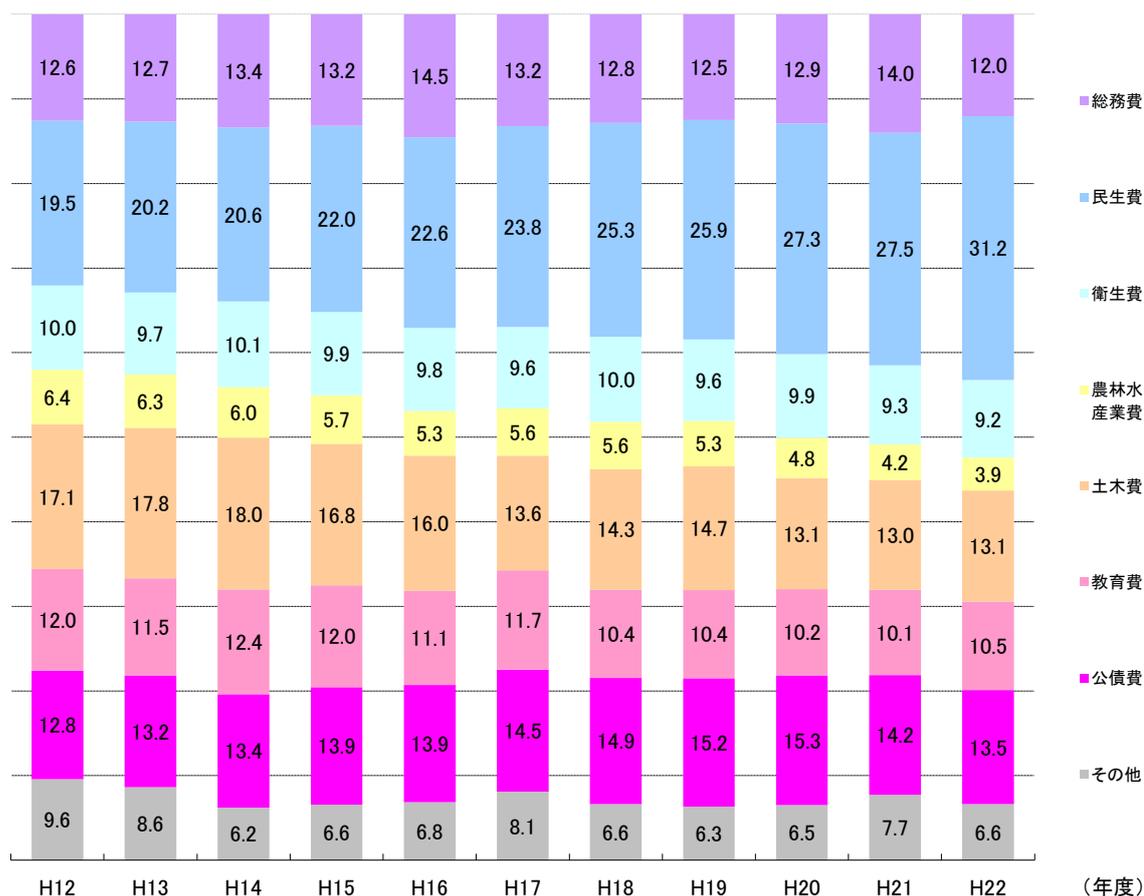
(単位:百万円、%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額	伸 率 ()は前年度	構 成 比 ()は前年度
議 会 費	5,551	5,622	△ 71	△ 1.3 (△ 5.7)	0.7 (0.7)
総 務 費	96,191	109,486	△ 13,295	△ 12.1 (16.0)	12.0 (14.0)
民 生 費	249,047	214,722	34,325	16.0 (7.8)	31.2 (27.5)
衛 生 費	73,362	72,954	408	0.6 (1.0)	9.2 (9.3)
労 働 費	4,087	3,375	712	21.1 (67.9)	0.5 (0.4)
農林水産業費	31,087	32,978	△ 1,891	△ 5.7 (△ 5.3)	3.9 (4.2)
商 工 費	14,513	23,039	△ 8,526	△ 37.0 (95.2)	1.8 (2.9)
土 木 費	104,850	101,431	3,419	3.4 (5.6)	13.1 (13.0)
消 防 費	26,064	26,369	△ 305	△ 1.2 (△ 3.6)	3.3 (3.4)
教 育 費	83,455	78,793	4,662	5.9 (5.5)	10.5 (10.1)
災 害 復 旧 費	2,302	1,257	1,045	83.1 (205.8)	0.3 (0.2)
公 債 費	107,634	110,617	△ 2,983	△ 2.7 (△ 1.2)	13.5 (14.2)
そ の 他	377	460	△ 83	皆増 (0.0)	0.0 (0.1)
歳 出 計	798,520	781,102	17,418	2.2 (6.9)	100.0 (100.0)

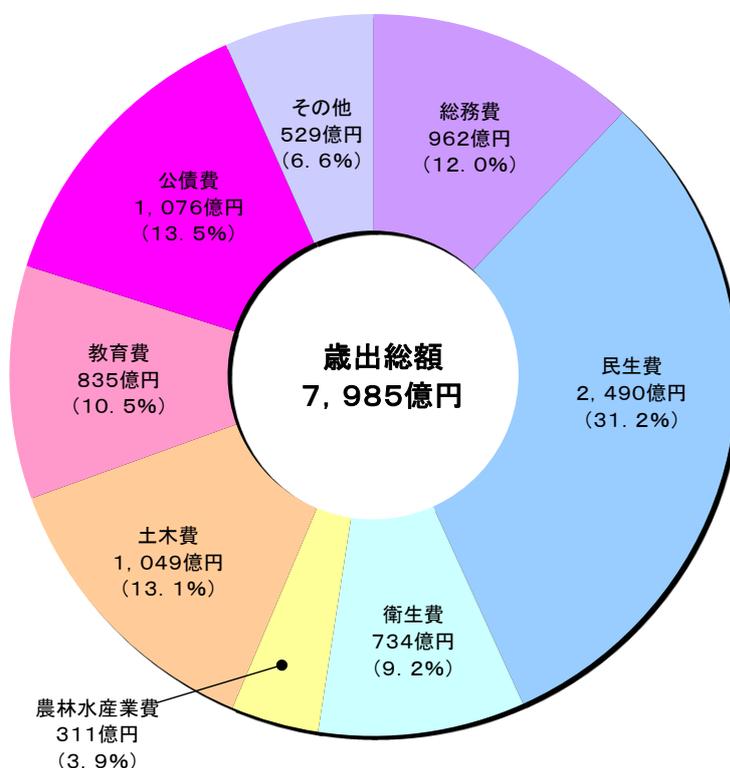
(注)各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、その内訳は合計と一致しない場合があります。

目的別歳出構成の推移

構成比(%)



目的別歳出決算額の構成(平成22年度決算)



(注)各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、その内訳は合計と一致しない場合があります。

(2) 性質別歳出

平成22年度の歳出総額は7,985億円で、性質別にみると、人件費、扶助費及び公債費を合計した義務的経費は、対前年度比24.2%増加(6.5%増)の3,972億円、大部分を普通建設事業費が占める投資的経費は、対前年度比14.5%増加(14.2%増)の1,162億円、物件費、維持補修費及び補助費等を合計した消費的経費は、対前年度比22.2%減少(11.6%減)の1,689億円となっている。
また、歳出決算額の性質別構成の推移を見ると、義務的経費全体の割合が大きくなっており、財政の硬直化が進んでいる状況となっている。

【主な費目】

人件費

行財政改革への取り組みによる職員数の削減等により、対前年度比2.7%減少(1.9%減)の1,410億円となっている。

扶助費

生活保護費の増加や子ども手当の創設による児童福祉費の増加等により、対前年度比29.9%増加(25.2%増)の1,486億円となっている。

公債費

公的資金補償金免除繰上償還や定時償還による地方債元利償還金の減少により、対前年度比3.0%減少(2.7%減)の1,076億円となっている。

普通建設事業費

単独事業費は前年度より減少しているが、補助事業費が国の経済危機対策等により増加しており、普通建設事業費全体では対前年度比13.4%増加(13.4%増)の1,139億円となっている。

維持補修費

地域活性化交付金の活用等により、対前年度比8%増加(8.6%増)の95億円となっている。

補助費等

定額給付金事業の終了等により、対前年度比23.2%減少(24.6%減)の711億円となっている。

その他

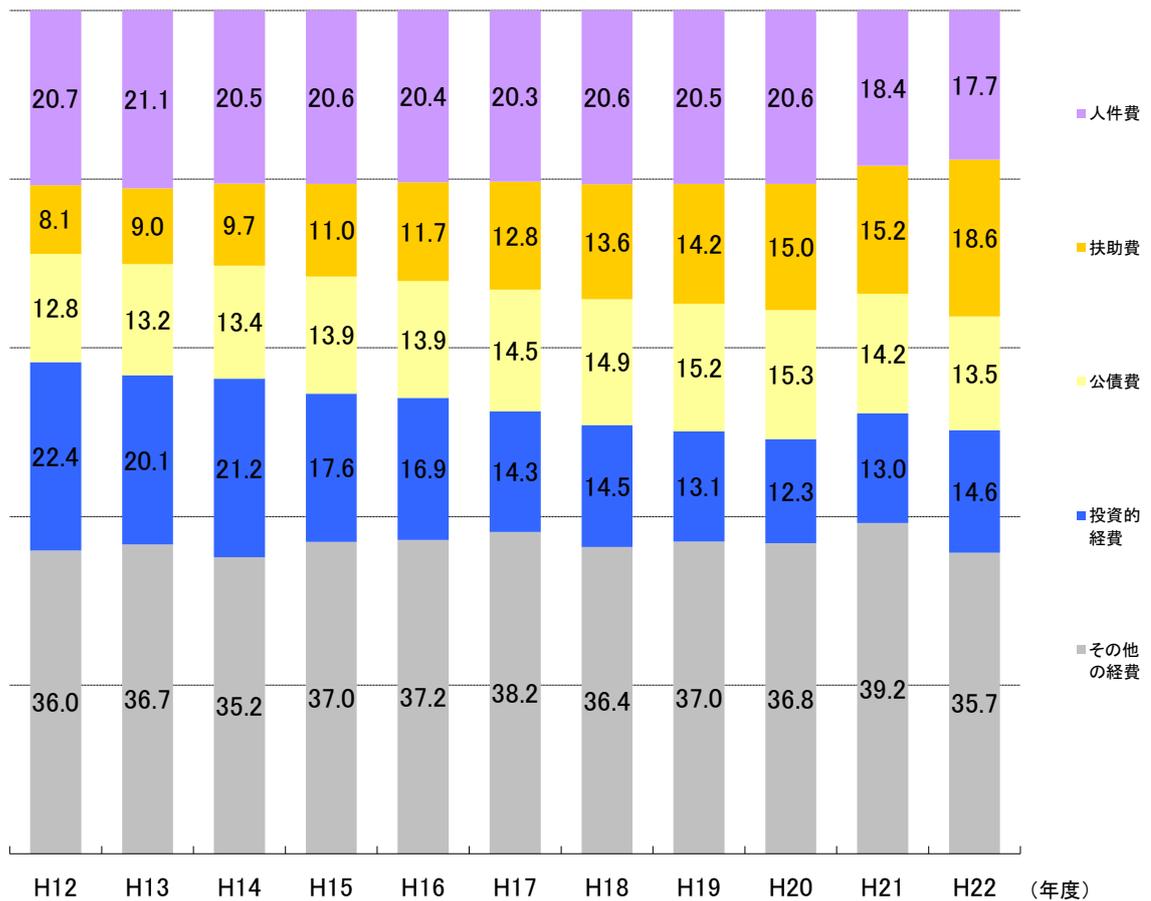
積立金のうち財政調整基金や特定目的基金が増加したこと等により、その他全体で対前年度比1.0%増加(0.8%増)の1,162億円となっている。

(単位:百万円、%)

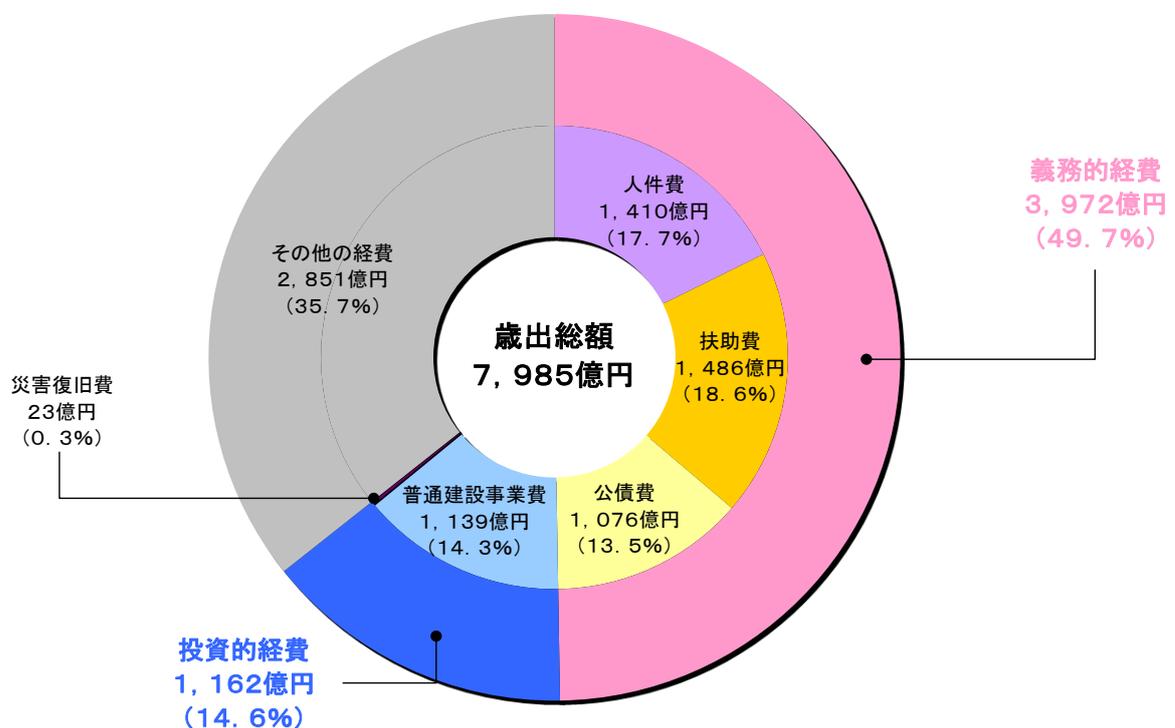
区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額	伸 率 ()は前年度	構 成 比 ()は前年度
(義務的経費)	397,212	373,017	24,195	6.5 (0.4)	49.7 (47.8)
人 件 費	141,040	143,767	△ 2,727	△ 1.9 (△ 4.3)	17.7 (18.4)
扶 助 費	148,566	118,679	29,887	25.2 (8.5)	18.6 (15.2)
公 債 費	107,606	110,571	△ 2,965	△ 2.7 (△ 1.2)	13.5 (14.2)
(投資的経費)	116,191	101,721	14,470	14.2 (12.8)	14.6 (13.0)
普通建設事業費	113,889	100,464	13,425	13.4 (11.9)	14.3 (12.9)
災害復旧費	2,302	1,257	1,045	83.1 (205.8)	0.3 (0.2)
(消費的経費)	168,943	191,141	△ 22,198	△ 11.6 (25.5)	21.2 (24.5)
物 件 費	88,367	88,168	199	0.2 (5.3)	11.1 (11.3)
維持補修費	9,498	8,744	754	8.6 (11.0)	1.2 (1.1)
補 助 費 等	71,078	94,229	△ 23,151	△ 24.6 (55.2)	8.9 (12.1)
(その他)	116,174	115,223	951	0.8 (△ 1.4)	14.5 (14.8)
歳 出 計	798,520	781,102	17,418	2.2 (6.9)	100.0 (100.0)

性質別歳出構成の推移

構成比(%)



性質別歳出決算額の構成(平成22年度決算)



(注)各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、その内訳は合計と一致しない場合があります。

5 経常収支比率の状況

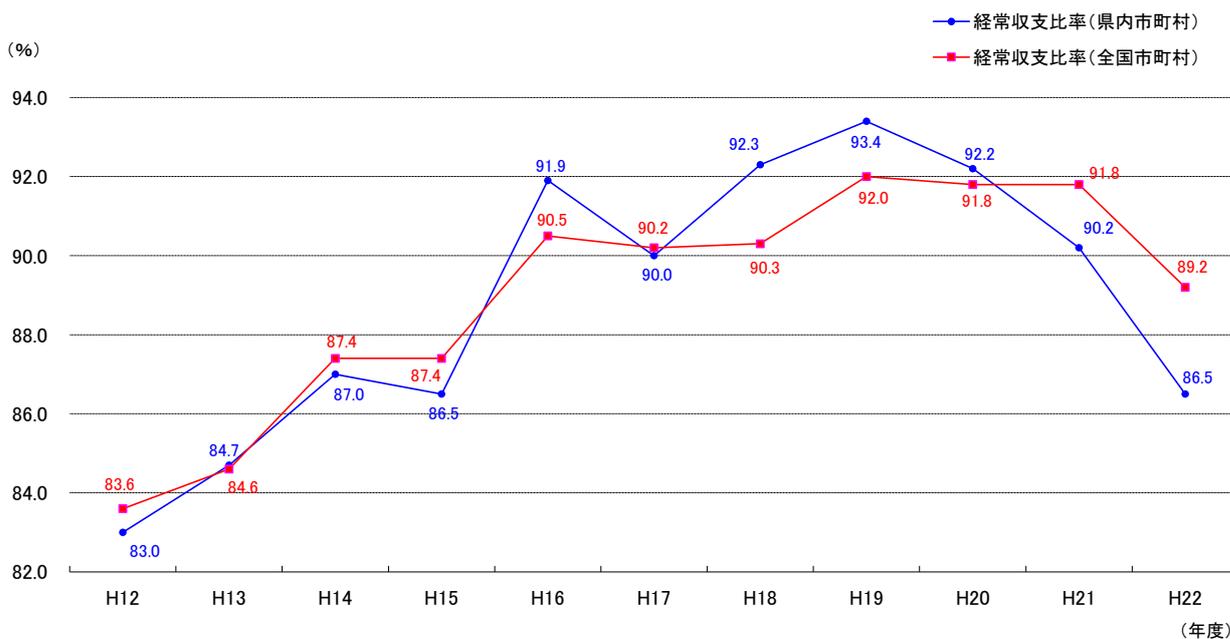
財政の弾力性を示す経常収支比率は、86.5%となり、前年度（90.2%）と比べて3.7ポイント改善している。これは、経常収支比率の分子となる毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当される一般財源の額が、主に扶助費の増加により、全体で19億円増加（1.3%増）したが、分母となる毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、普通交付税や臨時財政対策債の増加等により、分子を上回る104億円増加（6.6%増）となったためである。

(単位:%)

区 分	平成22年度	平成21年度
経常収支比率	86.5	90.2

※比率は加重平均

経常収支比率の推移



6 地方債、積立金等の状況

地方債現在高は、財源不足を補うための臨時財政対策債が2,232億円（前年度1,866億円）と依然として多額に上るものの、公共事業の抑制や公的資金補償金免除繰上償還等により、対前年度比89億円減少（1.0%減）の8,719億円で、前年度に引き続き減少となっている。また、積立金現在高は、対前年度比216億円増加（15.4%増）の1,617億円となっている。

この結果、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた、将来にわたる実質的な財政負担は、対前年度比379億円減少（対前年度比4.1%減）の8,791億円で、前年度に引き続き減少している。

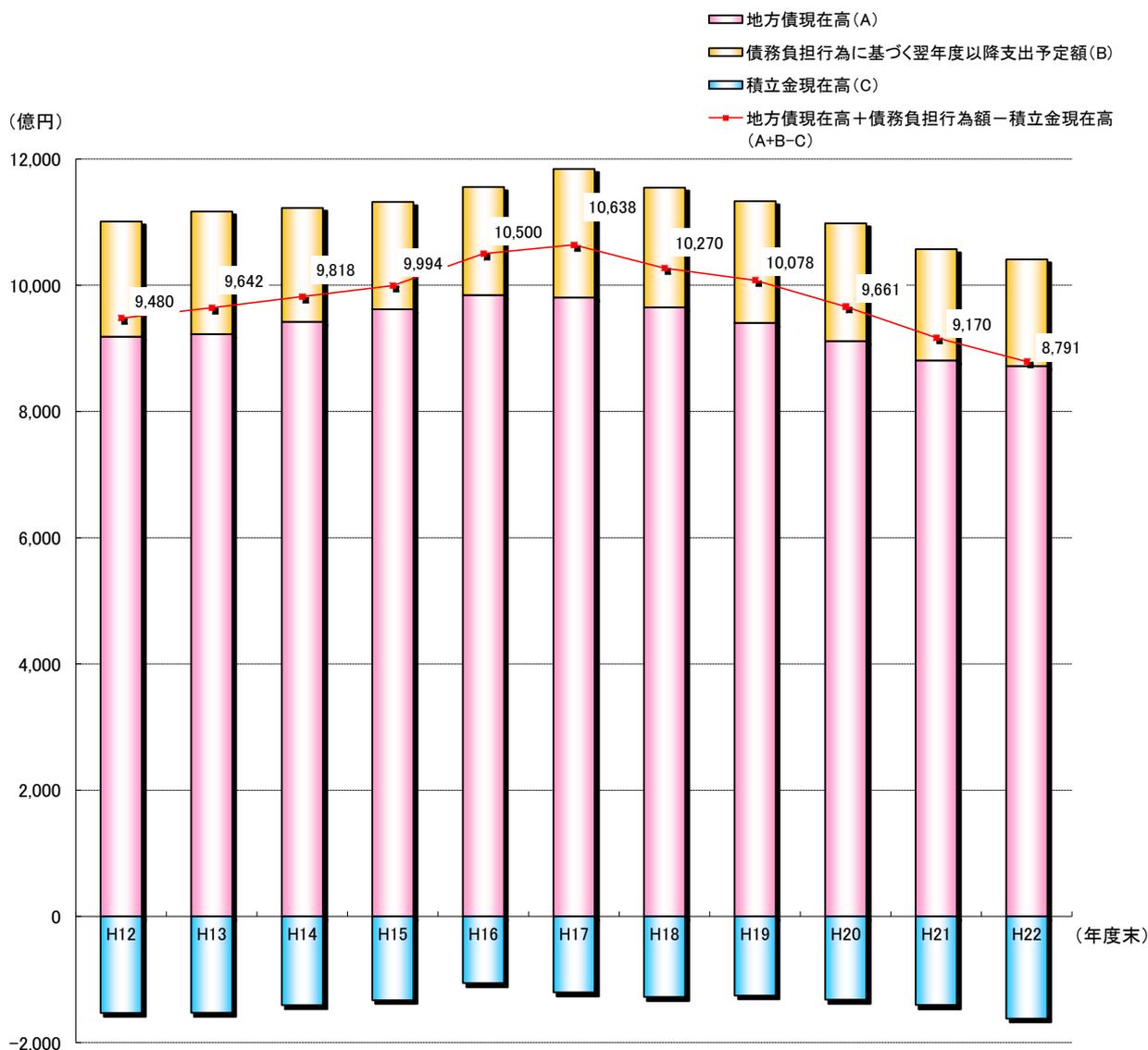
（単位：百万円、%）

区 分	平成22年度末 残 高	平成21年度末 残 高	増 減 額	伸 率 ()は前年度	標準財政規模に 対する割合 ()は前年度
地方債現在高 A	871,930	880,806	△ 8,876	△ 1.0 (△ 3.4)	169.5 (175.4)
債務負担行為に基づく翌年度 以降支出予定額 B	168,911	176,320	△ 7,409	△ 4.2 (△ 5.4)	32.8 (35.1)
積立金現在高 C	161,747	140,126	21,621	15.4 (6.3)	31.4 (27.9)
うち財政調整基金	76,825	61,241	15,584	25.4 (13.0)	14.9 (12.2)
うち減債基金	9,171	8,479	692	8.2 (△ 7.5)	1.8 (1.7)
うち特定目的基金	75,750	70,406	5,344	7.6 (2.9)	14.7 (14.0)
実質債務負担額 A+B-C	879,094	917,000	△ 37,906	△ 4.1 (△ 5.1)	170.9 (182.6)

（注）地方債残高には、特定資金公共投資事業債を含まない。

（注）H20決算より、標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を含む。

将来にわたる実質的な財政負担の推移



7 健全化判断比率の状況

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定め、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとしている。

また、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政の健全化を図るため、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を策定し、さらに再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければならないとされている。

【健全化判断比率】

(単位: %)

区分	平成22年度	平成21年度
実質赤字比率	赤字の団体なし	赤字の団体なし
連結実質赤字比率	赤字の団体なし	赤字の団体なし
実質公債費比率	14.8	15.8
将来負担比率	99.7	117.6

※各比率等は加重平均。

※連結実質赤字比率(平成21年度～平成23年度)の財政再生基準は、3年間の経過的な基準(40%→40%→35%)を設けており、経過措置期間終了後は30%となる。

【参考】

早期健全化基準	財政再生基準
財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
財政規模に応じ 16.25%～20%	40%
25%	35%
350%(政令市400%)	—

(1) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、前年度年度に引き続き赤字額が算定された団体はなかった。

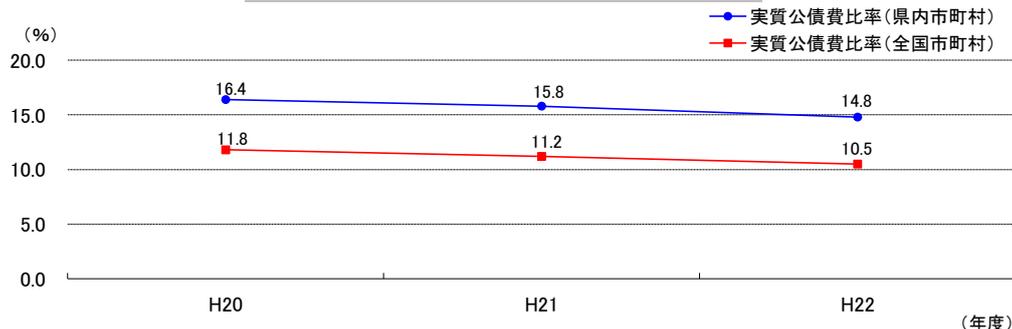
(2) 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、前年度に引き続き赤字額が算定された団体はなかった。

(3) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、元利償還金が減少した一方で標準財政規模が増加したことにより、3ヵ年(H20～H22)平均としては1.0ポイント改善している。なお、地方債の発行に県(政令指定都市は総務大臣)の許可が必要となる18%を超える団体は3団体減少し6団体となった。また、前年度に引き続き早期健全化基準である25%以上の団体はなかった。

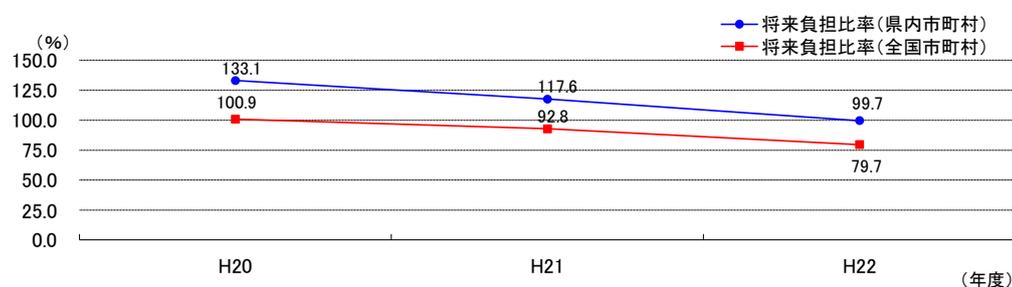
実質公債費比率の推移



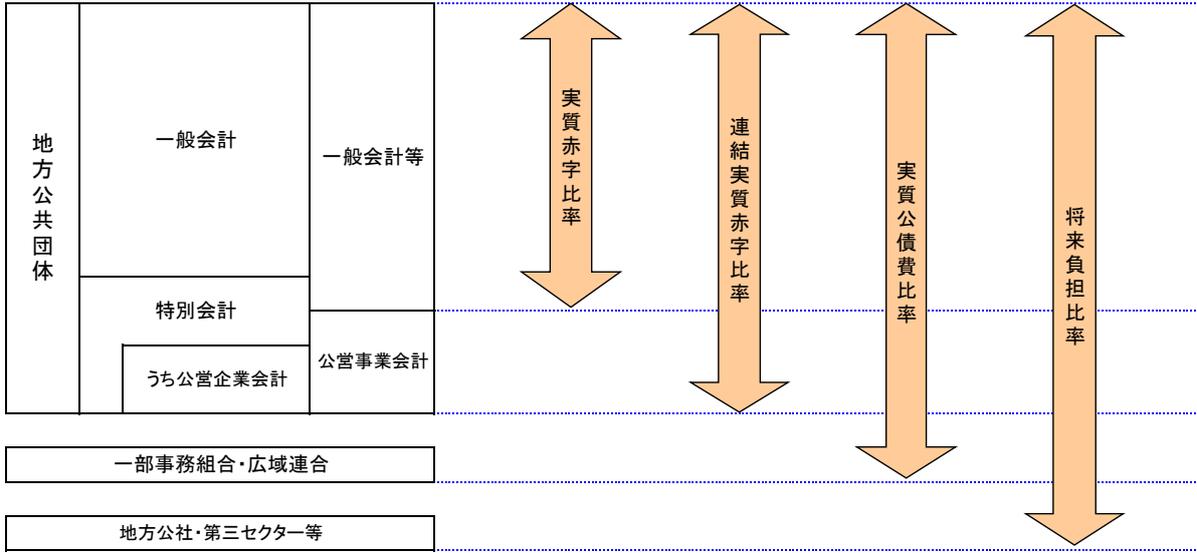
(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方債現在高の減少や控除すべき充当可能基金額の増加により、将来負担すべき負債額が減少した一方で、標準財政規模が増加したことにより、前年度に比べて17.9ポイント改善している。また、前年度に引き続き早期健全化基準である350%以上の団体はなかった。

将来負担比率の推移



健全化判断比率の対象となる会計範囲



【用語説明】

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税など毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費など毎年固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率です。

家計に例えると、生活費など毎月必要となる支払いが収入に占める割合で、この比率が高いほど臨時的支出にお金を回す余裕に乏しく、財政構造が硬直化していることになります。

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。

これは、地方財政状況調査で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、地方財政状況調査で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはしません。

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額をいいます。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）があります。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）があります。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。

法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率です。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る標準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。